

## 食の海外展開チャレンジ支援補助金交付要綱

令和3年(2021)年5月27日

札幌食と観光国際実行委員会委員長決裁

### (通則)

第1条 食の海外展開チャレンジ支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本補助金は、海外展開に取り組んでいる又は今後取り組むことを予定している北海道内の食関連事業者を支援することを目的として交付する。

### (補助金交付の資格要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 海外販路開拓・拡大に向けて、以下のいずれかに取り組んでいる又は今後取り組むことを予定している食関連事業者
  - ・北海道産食品の輸出
  - ・飲食店の海外出店
- (2) 札幌市内、小樽市内、函館市内のいずれかに本社・支店・実店舗等を有する中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる企業)等であること。ただし、北海道内に本社を有する企業に限る。
- (3) 同一年度内に本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 札幌市税、小樽市税、函館市税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。
- (7) 当実行委員会が行うアンケート調査に回答いただけること。
- (8) その他、当実行委員会委員長が不相当と認める者でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は別表に定めるところとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助上限額及び補助率は別途定める募集要領のとおりとする。

(補助金の交付申請及び提出書類)

第6条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類全てを委員長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書及び収支予算書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 直近の市民税納税証明書

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において本補助金の交付を受けた場合は申請できない。

(交付の決定及び通知)

第7条 委員長は、前条の申請があった場合には速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査においては、実施内容及び目的が、将来を含む海外への販路拡大に資すると認められるものについて交付を決定する。

(事業計画の変更又は中止)

第8条 補助事業者が、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ計画変更（中止）承認申請書（様式5）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、当該事業内容の変更等について止むを得ない理由があると認めるときはこれを承認し、計画変更（中止）承認通知書（様式6）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から14日以内又は同年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式7）及び実績報告書（様式8）に関係書類を添えて委員長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 委員長は、前条による実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式9）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 委員長は、前条の通知後、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消と補助金の返還)

第12条 委員長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令、本要綱又はこれらに基づく委員長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、そのほか不適正な行いがあった場合
  - (3) 補助金交付決定後に補助対象事業において他の補助金の財政的支援を受けた場合
  - (4) 前3号の規定のほか、委員長が補助金の交付について不適当と認める場合
- 2 委員長は、前項の規定による取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果の報告等)

第13条 補助事業者は、第9条に規定の報告のほかに、委員長が補助事業の成果の報告を求めたときは、委員長が不要と認めるまでの期間、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めがない必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）5月27日から施行（適用）する。